

令和3年7月定例総会 (令和3年7月30日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和3年7月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月30日(金) 午前10時00分～10時30分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (17人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (2人)

委員	5番	佐藤 作栄
委員	6番	坂井 祐一

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第25号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 4	議案第24号 新潟市農業委員会農地最適化推進委員(北区)の選任に関する要綱(案)について
第 5	部会報告 農政振興部会報告
第 6	報告事項 農地所有適格法人の要件確認の報告について 農地法第4条転用届出に関する受理について

農地法第5条転用届出に関する受理について
農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
農地の転用事実に関する照会書について
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

6. 出席事務局職員

事務局長
次長
農地係長

佐久間 清
島 貫 徹
浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和3年7月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、5番 佐藤 作栄委員、6番 坂井 祐一委員の2名が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和3年6月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、8番 小林 浩 委員、9番 此村 和也 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2 追加議案第25号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第25号については、7月27日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>追加議案 第25号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は1件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区太田 以下記載のとおり 譲受人 北区太田 以下記載のとおり 譲渡人 新発田市藤塚浜 以下記載のとおり</p>

	<p>地目及び面積 畑1筆 1,997平方メートル 契約内容 売買 10アール当り対価 5万円 通作距離 0.5キロメートル 譲受人の農業従事者数 2人 譲受人の経営面積 96.22アール 地域区分 農用地</p> <p>譲渡人は県外に単身赴任中で、農地の管理が困難になり、規模拡大を考えている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第25号 農地法第3条許可申請に関する意見決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第3、議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第23号については、7月21日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>農政振興部会長 農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p>
--	---

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>本日の配布資料4ページの令和3年 利用権促進事業権利別実績表をお開きください。</p> <p>① 利用権設定は、契約期間3年の設定で、4件 7,000平方メートルです。④ 所有権移転は3件、6,132平方メートルです。</p> <p>はじめに、利用権設定の申請案件について、ご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書1ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定の新規、4件の契約内容となっております。</p> <p>譲渡人の貸付理由は、規模縮小によるものです。</p> <p>譲受人の借受理由は、新規就農となっております。</p> <p>次に、議案書2ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。</p> <p>番号1番 売買です。</p> <p>譲受人からの申し出により、譲渡人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。</p> <p>番号2番 売買です。</p> <p>譲渡人が生活資金が必要なため、今まで耕作していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。</p> <p>番号3番 売買です。</p> <p>譲渡人が生活資金が必要なため、今まで耕作していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p>
-----------------------	---

<p>議 長</p>	<p>これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第4 議案第24号 新潟市農業委員会 農地利用最適化推進委員(北区)の選任に関する要綱(案)について、を議題といたします。</p> <p>議案第24号については、事務局から提案の説明を求めます</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第24号 新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(北区)の選任に関する要綱(案)について、ご説明いたします。 各部会でお話しさせていただいておりますが、再度簡単にご説明申し上げます。 議案書6ページをご覧ください。 読み上げます。新潟市北区農業委員会が、農業委員会等に関する法律及び新潟市農業委員会の委員等の定数に関する条例に基づき、農地利用最適化推進委員の選任のため、別紙案のとおり改めることを提案いたします。 改正部分については、7ページから8ページの新旧対照表(案)に記載のとおりです。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、議案第24号について、採決いたします。 本案は、事務局説明のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第24号 新潟市農業委員会 農地利用最適化推</p>

	<p>進委員(北区)の選任に関する要綱(案)については、事務局説明のとおり承認されました。</p> <p>次に、日程第5 部会報告 農政振興部会報告を議題とします。7月21日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p> <p>それでは、農政振興部会報告をいたします。 本日の配布資料2ページをお開きください。</p> <p>先程ご審議いただきました、議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、新規就農者から新規就農計画を説明いただいたのち、利用権設定4件、所有権移転3件を審議しました。また、事務局から、議案第24号 新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(北区)の選任に関する要綱(案)について、報告事項として、農地所有適格法人の要件確認について、説明がありました。また、会長から6農委統合後における農地利用最適化推進委員(北区)の各地区配置(案)について、説明がありました。</p> <p>そのほか、事務局から、8月定例総会等の日程変更について、説明がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。 皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
農政振興部会長	
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。 最初に、農地所有適格法人の要件確認の報告について、事務</p>

事務局	<p>局から報告を求めます。</p> <p>報告事項 農地所有適格法人の要件確認の報告について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>北区農業委員会管内における農地所有適格法人、14法人の報告書提出状況を一覧表にして記載しております。</p> <p>農地所有適格法人であるための4つの要件、組織要件・事業要件・構成員要件・役員要件について、農地法第6条及び同法施行規則第58条第1項の規定による報告書を受理し、要件を確認しましたのでご報告申し上げます。</p> <p>以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の報告事項について、何か質問はありますでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>特になければ、事務局報告のとおりといたします。</p> <p>次に、事務局から専決処分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書22～27ページをご覧ください。</p> <p>最初に農地法第4条転用届出に関する受理について、2件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、5件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、2件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、8件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、16件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和3年7月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時30分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正男

委員 小林 浩

委員 此村 和也